

[様式5] 処分基準（行政手続条例適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

| 整理番号 | 部局名 | 所管課室等 | 根拠法令 | 根拠法令（カタカナ） | 根拠条項 | 不利益処分の名称 | 処分基準 | | 根拠条項 |
|-------|-------|-------|-------------------|--------------------------------|------|---------------|---|---------------|------|
| | | | | | | | 概要又は名称 | 様式6 【管理番号】 | |
| 5条_保1 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 視覚障害者情報センター 条例 | シカクシヨウカ`イシヤジ`ヨウホクセンター ジョウレイ | 8 | 入館の拒否等 | 情報センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、 その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。 | 61J01 | |
| 5条_保2 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 障害者体育施設条例 | シヨウカ`イシヤタイイクシセツジ`ヨウレイ | 10 | 使用許可の取消し 等 | 第十条 指定管理者は、前条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」とい う。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消 し、又はその使用の停止を命ずることができる。 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 二 詐欺その他不正の行為により前条第一項の許可を受けたとき。 三 前条第三項の条件に違反したとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上特に必要があると認め られるとき。 | 61J02 | |